

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20530010

研究課題名(和文) 政治的責務の研究による複合国境論の理論構築

研究課題名(英文) Political Obligation and Complex Borders

研究代表者

瀧川 裕英 (TAKIKAWA HIROHIDE)

大阪市立大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：50251434

研究成果の概要(和文)：

本研究は、政治的責務を正当化する諸理論のうち、同意論(社会契約論)を検討することで、同意が自発的である条件を提示するために、同意論はベースラインたる自然状態論を必然的に包含することが示し、利益論(自然状態論)を検討することで、各領域に割り当てられた課題解決責任を、より適切に果たすがゆえに国家は正統性を持つことを示し、さらに国家は、多様な課題に応じてグローバルな重層的ネットワークを構築し、それによって課題を解決する必要があることを示した。

研究成果の概要(英文)：

This research shows, by examining classical theories of political obligation, that the consent theory (the social contract theory) is logically connected with the benefit theory (the state of nature theory), that the state is a suitable agent to solve global problems in each assigned territory, and that the state is to be converted into global multilayered networks to face various kinds of global risks.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法哲学・法理学

1. 研究開始当初の背景

政治的責務論(遵法義務論)は、プラトンの対話篇『クリトン』以来、法哲学の根本的アポリアでありつづけてきた。「人はなぜ国家の命令を遵守する義務を負うのか」というこの古典的問題を解明すべく、多様な理論が提示されてきており、現在は百花繚乱の状況

にある。

近時特に有力なのは、H・L・A・ハートが提示しJ・ロールズが発展させたフェアプレイ論、R・ドゥオーキンがその主著『法の帝国』で提示した関係的責務論、ロールズやJ・ウォルドロンが提示する自然義務論であり、これに関連して膨大な研究が蓄積しつつある。これに対して、J・ラズやJ・シモン

ズが主張する政治的責務否定論も支持を集めている。

政治的責務論は、法理論と正義論を架橋する結節点に位置するが、わが国では従来個別的な論点に関わる散発的な研究はなされてきたものの、包括的な研究はなされてこなかった。その理由の一端は、この30年ほど法哲学の知的資源の多くが正義論へと注がれてきたことにある。しかし今や、正義論研究は一つの区切りを迎えつつあり、グローバリゼーションの進展と共に国家論に対する関心が飛躍的に高まりつつある。

研究代表者瀧川は、政治的責務研究に関連して、従来国内外で研究を発表してきた。特に課題なのは、政治的責務論の世界秩序構想への含意を理論的に解明することであった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、政治的責務の包括的な理論を構築すべく、社会契約論や自然状態論といった古典的な理論を検討し、そこで得られた知見を元にして新しい国家秩序像や世界秩序像を構想することである。そのために、(1) 同意論（社会契約論）の再検討、(2) 利益論（自然状態論）の総合的検討、(3) 複合国境論の理論的彫琢を目的とした。

(1) 同意論（社会契約論）の再検討

ロックの同意論は、D・ヒュームによって夙に批判された。その結果、現在の通説は、同意論は理論的に失敗しているとする。しかしながら、同意論が潜在的にせよ広く支持を集めてきた背景には、同意論が前提とする「同意なければ義務なし」という原則が個人の自由を保護するために決定的に重要だという洞察があったことを、再確認すべきである。本研究は、内容ではなく手続による正当化に焦点を当てる同意論の基底的思想を生かすべく、同意論がいかなる点で理論的に失敗しているかとされてきたのか、実際に失敗しているのか、を慎重に再検討する。

(2) 利益論（自然状態論）の総合的検討

国民が国家の命令を遵守すべきなのは、国民が国家から利益を得ているからであると主張するのが利益論である。この主張を正当化するために、利益論は、自然状態との対比で国家を提示することを常とする。本研究は、この利益論の妥当性を検討すべく、自然状態はいかなる状態であり、いかなる条件下で国家による強制力が必要となるかを明らかにする。また、国家がもたらす共通の利益とはなにでありうるかを検討し、自然状態との対比で国家を捉える理論の意義と限界を総合的に明らかにする。さらに、国家が国民にもたらす利益について国民の共通理解が得られない場合に、多数派の意見に同意しない少

数派の国民は政治的責務を負うか、という重要な問いも検討の対象とする。そのために、ロールズが提唱したフェアプレイ論を検討の俎上に載せる。以上の検討を通じて、古典的な政治的責務論の意義と限界を明らかにし、現代的課題をふまえた新しい国家理論構築のための思想資源を同定する。

(3) 複合国境論の理論的彫琢

従来の政治的責務論は理論的に多様であったけれども、J・ロールズの『万民の法』（1999）に典型的に見られるように、国境を一つと考える点では共通していた。しかしながら、世界が抱える多様な課題に対処するためには国境をむしろ複合的に捉える必要があるのではないか、そして実際に現在でも国境は既に複合的なのではないか。こうした国境の複合性を中心的作業仮説とし、その検討および理論の彫琢を行う。

3. 研究の方法

以上の研究目的を達成するために、本研究は、(1) 同意による責務の基礎理論まで遡った同意論の再検討、(2) 自然状態との対比による国家の意義の再定位、(3) 割当責任論と政府ネットワーク論を利用した複合国境論の構想提示を行った。

研究手法は、文献研究が中心となるが、関連する学会・研究会に参加し、最新の理論動向の確認と吸収、本研究の作業仮説の報告と批判的討議を通じて、研究を深化・発展させた。

特に、平成20年11月に開催された日本法哲学学会・学術大会（於学習院大学）では、瀧川が企画責任者となり、「遵法義務論の問題地平」とのテーマでワークショップを開催し、平成21年9月に北京で開催された法哲学社会哲学国際学会連合（IVR）世界大会では、瀧川が“Political Obligation”と題するスペシャル・ワークショップを企画・開催し、国内外の研究者と共に研究を進展させた。

4. 研究成果

この3年間の研究において、以下のような成果を得た。

(1) 同意論（社会契約論）について、そもそも同意が拘束力を持つ道徳的理由にまで遡って検討し、同意論が不可避免的に抱えてしまう問題点を解明した。その中で、強制による同意も同意としては有効でありうること、その関連で同意論はベースラインたる自然状態論を必然的に包含することが示された。

(2) 利益論（自然状態論）について、各領域

に割り当てられた課題解決責任を、より適切に果たすがゆえに国家は正統性を持つことを示した。例えば、グローバル・リスクに対応するためには国際組織やNGOなどよりも依然として国家が適切であること、その理由は国家が他の主体と比べて、説明責任と統治能力の点で優れていること、刑罰権力を国家が有するのも同様の理由からであることを示した。

(3) 複合国境論について、リスクがグローバル化する今日の世界において、国家機関を結節点とするグローバルな重層的ネットワークによってリスクを統御する必要があることを示した。また、遵法義務が個別の国家に対する義務であるとする通説的主張に対して、むしろ遵法義務は普遍的な義務として理解すべきであることを示した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 11 件)

① Takikawa, Hirohide, “The Duty to Obey the Law is not Particular”, *Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie Beiheft* (in print). 査読有

② Takikawa, Hirohide, “Third-Order Pragmatism”, *Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie Beiheft* (in print). 査読無

③ 瀧川裕英「グローバル・リスクと世界秩序」『法哲学年報 2009』(有斐閣、2010年), pp. 98-111. 査読有

④ 瀧川裕英「グローバル・ガバナンスとしての規制国家」『世界』2010年10月号(岩波書店、2010年), pp. 154-160. 査読無

⑤ 瀧川裕英「政治的責務は同意による責務か? (2・完)」『法学雑誌』56巻2号(有斐閣、2009年), pp. 1-37. 査読無

⑥ 瀧川裕英「遵法義務は個別的ではない——法・国家・道徳の相互連関——」『法哲学年報 2008』(有斐閣、2009年), pp. 181-189. 査読有

⑦ 瀧川裕英「政治的責務は同意による責務か? (1)」『法学雑誌』56巻1号(有斐閣、2009年), pp. 1-39. 査読無

⑧ 瀧川裕英「国家刑罰権の正当化——リベタリアニズムの刑罰論を批判する——」『法

の理論 28』(成文堂、2009年), pp. 25-50. 査読無

⑨ 瀧川裕英「被害者参加制度と応答責任」『法学雑誌』55巻2号(有斐閣、2008年), pp. 1-33. 査読無

[学会発表] (計 4 件)

① 瀧川裕英「グローバル・リスクと世界秩序」日本法哲学会学術大会: 統一テーマ「リスク社会と法」関西大学(2009年11月15日)

② Takikawa, Hirohide, “The Duty to Obey the Law is not Particular”, Special Workshop on Political Obligation, coordinated by Hirohide Takikawa, 24th IVR World Congress in Beijing, China (Sep. 16, 2009).

③ 瀧川裕英「法哲学における遵法義務の位置」日本法哲学会学術大会ワークショップ「遵法義務論の問題地平」学習院大学(2008年11月22日)

④ Takikawa, Hirohide, “Beyond Judicial Minimalism, and then Where to Go” 9th Kobe Lectures, Nagoya Seminar. A Comment on “Judicial Minimalism: For and Against” by Professor Cass R. Sunstein, at Nanzan University (June 8, 2008)

[図書] (計 4 件)

① 瀧川裕英「ドゥオーキンの帝国——ドゥオーキンはなぜグローバルな正義に沈黙するのか」宇佐美誠・濱真一郎編『ドゥオーキン——法哲学と政治哲学』(勁草書房、2011年予定)。

② 瀧川裕英「人権は誰に対する権利か——人権保障責任主体の問題——」井上達夫編『講座 人権論の再定位 5 人権論の再構築』(法律文化社、2010年), pp. 46-64. 査読無

③ Takikawa, Hirohide, “Citizens as Brothers? Critically Analyzing Dworkin on Political Obligation”, *Law, Liberty, Morality and Rights*, edited by Tomasz Gizbert-Studnicki and Mateusz Klinowski (Wolters Kluwer Polska, 2009), pp. 66-75. 査読有

④ Takikawa, Hirohide, “Conceptual

Analysis of Accountability: The Structure of Accountability in the Process of Responsibility” *Envisioning Reform: Enhancing UN Accountability in the Twenty-first Century*, edited by Sumihiro Kuyama and Michael Ross Fowler. (United Nations University Press, 2009): pp. 73-96.
査読有

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

瀧川 裕英 (TAKIKAWA HIROHIDE)
大阪市立大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：50251434

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし